

令和3年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和3年3月17日（水）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和3年3月17日（水）午後5時40分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 協議事項23 三木ホースランドパーク条例施行規則の制定について
- 第 5 協議事項24 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 6 協議事項25 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 7 協議事項26 三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 協議事項27 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第 9 報告事項 令和3年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について
- 第10 報告事項 令和2年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について
- 第11 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について
- 第12 報告事項 各課（室）の所管事項について
- 第13 そ の 他
- 第14 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美
委 員	大 北 由 美
委 員	實 井 政 治
委 員	中 嶋 直 裕

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教 育 総 務 部 長	石 田 英 之
教 育 振 興 部 長	横 田 浩 一
教 育 総 務 課 長	五 百 蔵 一 也
教 育 施 設 課 長	長 池 陽 作
生 涯 学 習 課 長	河 端 康 紀
図 書 館 長	伊 藤 真 紀
文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長	金 井 善 純
学 校 教 育 課 長	坂 田 直 裕
教 育 セ ン タ ー 所 長	橋 本 泰 一
学 校 再 編 室 長	鍋 島 健 一
教 育 ・ 保 育 課 長	辻 田 政 顕 子
企 画 政 策 課 課 長 補 佐 兼 係 長	西 本 敬 子
教 育 総 務 課 係 長	丸 岡 ま や
教 育 総 務 課 主 事	大 野 剛 史

7 傍聴者 0人

開 会

教育長が、令和3年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、大北委員と實井委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和3年2月定例会（17日開催）及び令和3年2月臨時会（4日開催）の会議録について委員に諮り、「令和3年度三木市教育の基本方針について」及び「各課の所管事項について」に対する発言内容について修正を求める発言があった。このことについて教育長が委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

日程第4 協議事項23 三木ホースランドパーク条例施行規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

三木ホースランドパーク条例の一部改正について、3月市議会定例会に提案するに当たり、2月4日の臨時会で協議をいただいた。続いて2月17日の定例会において、改正条例の内容について、市長から教育委員会に対し法律に基づく意見聴取があり、同内容については、異議なしで回答することについて、議決をいただいたところである。条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとなっているため、今回はその内容について協議いただきたい。

制定の理由は、三木ホースランドパーク条例の一部改正により、同条例に規定する「エオの森」の所管が市長から三木市教育委員会へ移るため、三木市規則である「三木ホースランドパーク条例施行規則」を廃止し、三木市教育委員会規則として新たに制定する。

現行の三木市規則からの変更点は、次のとおりである。1点目に、「ふれあいの森」に係る規定を削除する。2点目に、設置（管理）者を「市長」から「教育委員会」に改める。

今後の予定について、3月29日に市議会定例会で三木ホースランドパーク条例が可決された後、教育長の臨時代理により三木ホースランド

パーク条例施行規則を制定し、教育委員会4月定例会で報告させていただきたい。

日程第5 協議事項24 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○坂田学校教育課長が次のように説明した。

新学習指導要領の完全実施により、標準時間数の増加や現代的な諸課題に対応した資質・能力の育成に対応する必要があるため、市立小・中・特別支援学校の授業日を確保する必要があるが、授業日数を増加した場合の実施状況を見極める必要があるため、現行の休業日は変更せず、教育委員会が必要と認めたときは、休業日を変更することができる旨の規定を追加する。

(石井委員) 制定の理由にある「現代的な諸課題に対応した資質・能力の育成に対応する必要があるため」という文言について、もう少し詳しく説明いただきたい。

(坂田学校教育課長) 新学習指導要領の完全実施によって、小学校で年間35時間の授業時数が増えるため、余裕を持った教育課程の編成ができるよう学校行事の精選や見直しを行った上で、3日間の授業時数を確保することが狙いである。

(横田教育振興部長) 「現代的な諸課題」とは、新しい学習指導要領にある情報活用能力の育成のためのプログラミング学習などのことである。

(大北委員) 年度ごとに休業日の変更をする理由は、長期休業期間や祝日と曜日の関係で休業日の日数が変わることへの対応という理解でよいか。

(坂田学校教育課長) 休日と祝日の組み合わせなどにより、授業日数が変動するため、確実に3日間を授業日として確保するためには、その年の暦に応じて設定することが最も効果的であると考えている。

(西本教育長) 新学習指導要領が令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で始まる。授業日をどれだけ増やす必要があるのかについては、試行結果を受けて検証したいと考えている。

(大北委員) 学力の定着を図るためには、授業時数の確保は非常に重要である。制定の趣旨が教員に伝わるよう、学校長を通じて十分に説明をいただきたい。

(西本教育長) この規則の改正については、3月末に開催を予定している臨時会に議案として提出させていただく予定である。

日程第6 協議事項25 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が次のように説明した。

教育委員会では、事務局組織規則において各部、課、室及び係の事務分掌を定めており、このたび、制度改正や事務の所管替えに対応するため、同規則の一部を改正する。

改正の概要は、教育総務部生涯学習課及び教育振興部教育・保育課の事務分掌の一部を改正するものである。

1点目は、生涯学習課の事務分掌に三木ホースランドパーク「エオの森」に関することを追加する。三木ホースランドパーク条例が3月市議会で可決された場合、エオの森の所管が市長から教育委員会に変わるため、生涯学習課で当該事務を行う予定である。

2点目は、教育・保育課の事務分掌を改正する。内容については、教育・保育課の辻田課長から説明させていただく。

○辻田教育・保育課長が次のように説明した。

教育・保育課の事務分掌の変更について説明する。

指導係について、子ども・子育て支援法の改正等による事務内容の変更及び令和元年10月からの無償化に係る事務内容の変更を反映させた。また、三木市就学前教育・保育共通カリキュラムの策定に伴い、事務分掌の文言を改めた。加えて、保育教諭等の人材確保に関する内容を追加した。

入所・給付係について、子ども・子育て支援法の改正や、教育・保育の無償化などの制度改正に整合するよう文言の追加・修正を行った。

アフタースクール係については、事務分掌の内容が現状と整合するよう文言の修正を行った。

(石井委員) 24ページ、アの就学前教育・保育施設の認可・確認に関することに追加されている「確認」の趣旨を教えてください。

(辻田教育・保育課長) 「認可」については、小規模保育施設及び事業所内保育施設に対し、市が認可を行う。

「確認」については、公立と民間を合わせて市内に14か所の認定こども園があり、その運営状況を市が確認することとなっている。このため、「確認に関すること。」を追加した。

(西本教育長) 「認可に関すること。」と「確認に関すること。」が別の業務であることが分かるように、2つに分けて記載する必要がある。

(大北委員) 就学前教育・保育施設には様々な種類があるが、特定子ども・子育て支援施設は、小規模施設のことなのか。

(辻田教育・保育課長) 特定子ども・子育て支援施設は、認可外保育施設である。市内の施設であれば、ホザナ園、広野こどものえん、しんてつ・みどりがおか保育園などが該当し、市の確認の対象である。その他、一時預かり事業についても、確認の対象となっている。

「就学前教育・保育施設」には認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設が含まれる。このうち、小規模保育施設及び事業所内保育施設に対しては、市が認可を行っている。

(西本教育長) この規則改正については、ホースランドパーク「エオの森」の所管に関する内容を含んでおり、3月市議会におけるホースランドパーク条例の議決が必要となるため、ホースランドパーク条例施行規則と同様、条例の可決後に教育長の臨時代理により制定し、教育委員会4月定例会で報告させていただきたいと考えている。

日程第7 協議事項26 三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市公共施設再配置方針に基づき、三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例を改正するため、三木市立市民体育館等管理運営規則の一部を改正する。

改正の内容は、規則の名称を改正するとともに、三木市民体育館及び三木市吉川体育館に係る規定を削除するものである。

また、同条例の改正に伴い、三木市教育委員会公印規則の一部を改正する。同規則別表第1に規定する市民体育館長は、三木市民体育館長、三木勤労者体育センター長及び三木市吉川体育館長を指している。現在、三木勤労者体育センターは、指定管理者により管理しており、公印は使用していないことから、このたび、三木市民体育館及び三木市吉川体育館が廃止されることに伴い、公印を廃止するものである。

今後の予定として、教育委員会4月定例会に議案として提出させていただく。

日程第8 協議事項27 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の改正に伴い、三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する。

改正の概要は、三木市民体育館及び三木市吉川体育館が廃止されることに伴い、市立市民体育館の項を削除するものである。現在、三木勤労者体育センターは指定管理者により管理しており、「三市体」の文書記号は使用していないため、削除する。

今後の予定として、教育委員会4月定例会に議案として提出させていただく。

日程第9 報告事項 令和3年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について

○五百蔵教育総務課長が次のように報告した。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定による補助執行事務について、令和3年度に重点的に取り組むべき項目として市長から依頼を受けた。「認定こども園及び保育所に関すること」については、(1)就学前教育・保育施設の評価及び監査の実施 (2)「三木市

就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育保育の実施 (3) 就学前教育・保育施設における待機児童等対策についてであり、3つ目の待機児童等対策において、「入園調整において、子どもや保護者の希望や状況に寄り添い、その意向に添えるよう努めること。」という一文が、今回新たに追加されている。「放課後児童健全育成（アフタースクール）事業」については、待機児童対策として、受入施設の整備と支援員の確保を必要に応じて行うことについて依頼を受けている。

(大北委員) 「入園調整において、子どもや保護者の希望や状況に寄り添い、その意向に添えるよう努めること。」という一文が新たに追加されているが、三木市教育委員会事務局組織規則の教育・保育課の事務分掌の追加は行わないのか。

(西本教育長) 三木市教育委員会事務局組織規則は、事務分掌を明記するものであり、業務を行う上での方針を示すものではない。市長からの依頼に関しては、業務を行う中で達成できるよう努めていく考えである。

日程第10 報告事項 令和2年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

三木市文化芸術賞表彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

文化芸術奨励賞として、3名の方を表彰する。表彰式については、3月26日に市役所特別会議室で開催する予定である。

日程第11 報告事項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について

○五百蔵教育総務課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

オスモ&エーデル株式会社から三木市立吉川中学校に、総額約82万6千円の学校備品の寄附を受けた。

同社については、合併以前から吉川中学校に寄附をいただいております。合併後の平成18年度からは、ほぼ毎年100万円相当の学校備品の寄附をいただいている。吉川町内の児童の大半が進学する吉川中学校へ寄附することにより、地元の子どもたちの教育のために役立てていただきたいという意向であるとお聞きしている。

日程第12 報告事項 各課の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○長池教育施設課長が次のように報告した。

GIGAスクール用タブレット設計業務委託については、タブレットの不具合があったため、最後に配布を予定していた広野小学校への納品が遅れていたが、現在、全ての設定が終了し、配布が完了した。

平田小学校給食調理場耐震補強工事については、3月19日に今年度の給食が終了するため、この日から本格的な工事を進める。

三樹小学校大規模改造工事实施設計業務委託については、入札が不調となったため、また、口吉川小学校エレベーター設置等工事实施設計委託については、国の補正予算が12月に決定し、十分な工期を確保できないため、3月末までの業務完了が困難となっている。これについては、計画的に繰り越しを行い、次年度の工事発注には間に合うよう、設計を進める。

緑が丘中学校の駐輪場整備工事については、志染中学校との統合に伴い、スクールバスの発着場であるデイサービスセンター志染と、自転車通学者のための緑が丘中学校内に駐輪場を設置する工事である。デイサービスセンターの方は順調に工事が進んでいるが、緑が丘中学校の方で確認申請に少し問題があり、現在工事が中断している。緑が丘中学校の工事は当初の予定よりも遅れる見込みであるが、その他の工事は3月末までに完了する予定である。

(大北委員) 校内ネットワーク、タブレット端末の配備について、例えば、一斉に使用することにより、回線の停止が発生した等の報告はなかったのか。

(橋本教育センター所長)タブレット端末を一斉に使用することにより、通信速度の低下など、ネットワーク環境に弊害が発生したという報告はなく、以前に比べて快適に使用できるようになったという報告を受けている。

(西本教育長) 緑が丘中学校の駐輪場整備については、工期が遅れることによる代替場所の確保はできているのか。

(鍋島学校再編室長) 北校舎の北側に空き地があり、そこで仮設のテントを張り、対応する予定である。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館事業として、別所町公民館と志染町公民館において、展示のみの文化祭を開催した。

今後の予定として、令和2年度三木市公民館運営審議会を3月23日に開催する。

公民館以外の事業として、3月11日に令和2年度三木市高齢者大学・大学院合同卒業式を密を避け、来賓招待等は行わずに実施した。

今後の予定として、令和2年度三木市社会教育委員会を3月25日に開催する。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

「おとなのためのわくわく図書館コンサート」を2月21日に開催した。新型コロナウイルス感染防止対策として、2部制をとり、1回の定員を半数にして開催した。1回目に26人、2回目に25人の参加があった。関西国際大学によるサービ斯拉ーニングの一環で、会場の設営や受付、司会進行等、学生たちが役割分担し、滞りなく進行した。

青山図書館開館10周年及び中央図書館開館5周年を記念して、絵本作家長谷川義史さんの絵本ライブを青山公民館で2月27日に開催し、116人の参加があった。会場整理や駐車場整理に、自治会や読み聞かせボランティアの方々のご協力をいただいた。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

スポーツ賞表彰式を、2月20日に教育センターで開催した。

企画展特別講演会を、3月6日にみき歴史資料館で開催し、「三木の『義民』伝承と顕彰行為」について、長谷川奨悟さんに講演いただいた。参加者は39人であった。

今後の予定について、特別企画展「柳本富子の足音」を4月3日から5月9日まで堀光美術館で開催する。

(5) 学校教育課報告事項

○坂田学校教育課長が次のように報告した。

第12回定例校園長会を3月1日に開催した。前回に続き、オンライン開催とした。三木市学力向上推進委員会及び不登校対策専門委員会の報告などを行った。

卒業式、高校入試については、大きな問題もなく終了している。

今後の予定については、着任式、始業式などが各学校で行われる。教科・教科外研修会をオンラインで開催する予定である。

(6) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

3月2日及び3月11日に開催したタブレット端末個人情報削除説明会は、新1年生に端末を引き渡すための作業であり、問題なく終了した。

タブレット端末の使用に関する保護者説明会を開催した。3月10日から13日までに計5回、198人の参加があった。

教育相談については、ICT関係の教員からの問い合わせが電話で205件となっている。新しく端末を導入したことに対する不具合の相談や使用に関する問い合わせにより増加した。

青少年センターについて、保護者の参加をいただいていたの白ポストの点検並びに小学校の訪問を3月9日から再開した。

(西本教育長)タブレット端末の使用に関する保護者説明会については、より多くの保護者に参加いただくため、PTA総会等の機会に学校単位で保護者説明会を開催できないか、以前に委員から提案があつ

たが、その後の状況はどうなっているか。

(橋本教育センター所長) ご意見をいただき、研修内容を動画に撮り、それを全職員が視聴できるようにした。説明会への保護者の参加が少ないため、今後、ホームページに解説動画と資料を掲載し、広く保護者に周知していきたい。

(大北委員) 第3期三木市教育振興基本計画では、個別最適化学習と小中一貫教育の推進が、今後5年間の柱になっている。特に個別最適化学習を推進していくために、1人1台のタブレット端末の活用を充実させるということであるが、めざすところは、子どもたちに主体的に課題を解決していく力を身に付けさせることである。タブレット端末を使って最終的に何をめざすのか、高次の目標を教育委員会の中で定め、取り組んでいただきたい。

(坂田学校教育課長) 学力向上推進委員会でも同様の助言を受けている。三木市の子どもたちのために、個別最適化学習と小中一貫教育をどのように進めていくかについて、学力の向上も含め、めざすところを明示できればと考えている。

(西本教育長) 個別最適化学習と小中一貫教育を個別に柱立てするのか、あるいは学力向上に括するのか、もしくはさらに大きな目標で括するのか、十分に考慮する必要がある。学力向上サポート事業が令和3年度で全ての中学校区で終了する。その後の学力向上に向けた取組について、新たな取組を検討していく必要がある。ただ、タブレット端末については、すでに運用を開始しているため、一定の方針をしっかりと定めた上で、早急に対応したいと考えている。小中一貫教育など、大きな教育目標については、まだ少し時間はあるとしても、個別最適化学習については、何らかの方針を示す必要があるが、担当課としてはどのように考えているか。

(橋本教育センター所長) 個別最適化学習におけるタブレット端末の活用方法としては、タブレットドリルが大きな柱になる。個別最適化学習の利点は、子どもたちが学習を進めながら、タブレットに残ったデータの足跡を、教員がどう修正し、関与していくかにより、学

力向上や学習への前向きな姿勢、意欲に繋がっていくことであると考えるため、学校で実践しながら、いかに有効に使っていくかを現場の教員と共に進めていきたいと考えている。

(大北委員) 個別最適化学習をキーワードとして挙げているからには、効果的に進めていかなくてはならない。子どもたちにこのレベルまで力を付けさせたいと教育委員会が考える水準について、現場と相談しながら決めていくのか、あるいは、教育委員会としての考えを示すのか。学校により、差が出てくることを危惧する。最低限のラインまでは教育委員会が引っ張っていき、方法についても示していくことが重要であると考えている。第3期教育振興基本計画の中には、個別最適化学習と小中一貫教育を2本柱に挙げており、少なくとも個別最適化学習については、この5年間で結果を出さなければならないと考える。

(石井委員) 個別最適化学習というキーワードを聞いたときに、塾の個別学習と、学校におけるタブレット端末を使用する個別最適化学習とは違うものであると捉えている。高次の目標を立て、タブレット端末をツールとして活用することにより、何をめざすのかが重要である。自主的な学習や、学習履歴を参考にした教員による個別対応などが可能となることなど、個別最適化学習を系統立てて行うことにより、何をめざすのかということについて、保護者に対して説明することが必要と考える。

(横田教育振興部長) 個別最適化学習で何をめざすのかは、まだ十分には煮詰まっていないところであるが、今後、めざすべき方向性は、非常に重要となってくる。個別最適化学習は、文部科学省が全国的に実施していく施策であり、そのツールとしてタブレット端末が中心になっている。ただ、それを使って何をめざすのかは、様々な手法があると考えている。個別最適化学習の狙いや定義について、教育委員会、学校、保護者等の中で共通理解を図らなければならない。学校では教員がテキストを作成し、それをパソコンやタブレット端末に落とし込み、児童生徒がそれぞれのペースで検索機能などを活用し、課題を解いていく。教育センターを中心に、このような事例を収集し、さらに他校に紹介をしていくような形で進めていきたいと

考えている。どのような方法があるか、どのように共通理解を図るのかという点に留意し、取り組んでいきたい。

(石井委員) 5年間の計画の中で、どれだけやり遂げられたかという評価と点検について、GIGAスクール構想や小中一貫教育など、答えが出ないものや数字として表せないものもあり、評価が難しいところである。何を指標として挙げ、目標としていくかについて、今から考えていただきたい。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

1点目に、中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校の3校及び志染中学校で閉校行事を開催した。学校、地域、保護者が閉校行事实行委員会を立ち上げ、半年から8か月間の取組を経て開催した。

2点目に、吉川小学校区交流行事について、今回が最後の交流行事であったが、緊急事態宣言中であるため中止した。バス通学のための通学練習は実施し、今回出てきた課題を洗い出し、4月からの通学バス運行計画に反映させていく。

3点目に、志染・緑が丘中学校区の統合準備委員会を開催した。今後、各委員が集まっての会議は予定していないが、統合後もしばらくの間は見守っていただきたいと考え、委員会は解散せずに残している。

今後の予定について、吉川小学校区の統合準備委員会を開催する。統合後、各委員が集まっての会議は予定していないが、東吉川小学校統合準備部会を設け、具体的な統合準備に入る予定である。

閉校する学校の引越しについては、新型コロナウイルス感染症の影響で遅れたが、6月から事務補助員を各学校に配置し、備品の整理・廃棄を進めてきた。3月8日に行った吉川小学校区の図書引越しにおいては、今のみなぎ台小学校のコモンホール中央部分に書架と千数百冊の図書を運び、第2図書室を作った。

開校式については、教員と児童生徒のみで、始業式の前に行う予定である。

(8) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

みきっ子未来応援協議会就学前教育・保育部会を3月15日に開催した。就学前児童数の現状や、今後の予測について、説明を行った。また、プロポーザルについて、よかわ認定こども園の最優秀事業者の決定状況についても報告を行った。

今後の予定として、幼稚園・認定こども園の修了式を3月19日に開催する。

上の丸保育所の卒園式並びに閉所式を3月27日に予定している。関係保育士と保護者の出席のもと開催させていただく。志染保育所の卒園式も同日に開催する。

みきっ子未来応援協議会全体会を3月22日に開催する。先日開催した就学前教育・保育部会における協議事項等の内容について報告し、意見をいただく予定である。

春休みアフタースクールについて、春休み期間の追加募集を行い、23人の申込があった。

よかわアフタースクールについて、現みなぎ台小学校が4月から吉川小学校に統合となることに伴い、旧上吉川幼稚園にあるよかわアフタースクールを吉川小学校に移転する。吉川小学校1階の教室を使用し、4月2日からアフタースクールを開始する。

日程第13 その他

(石井委員) 前回の定例会で中嶋委員から発言があったが、議題が届いてから時間的に余裕がないため、十分な意見も言えず、非常にもどかしい思いをしている。4月以降に取り扱われる予定の協議事項等についての年間スケジュールが事前に分かれば、もう少し準備ができるのではないかと考えるため、提供いただくことは可能か。

(五百蔵教育総務課長) 毎年度決まった時期に取り扱う議題については、スケジュールを事前に配布することは可能である。

(大北委員) 協議事項等のスケジュールを事前に提供いただくことも必要であるが、協議を少し前倒しにできる部分があれば、ぜひお願いしたい。教育振興基本計画や教育の基本方針の策定に係る協議においても、非常に限られた時間の中で意見を申し上げなくてはならず、根幹に関わるような発言がしにくい状況となっている。点検・評価

を例として挙げれば、今の時期になると、ほとんどの所属で概ね年間の事業も目途がついていると思うので、もう少し早く今年度の評価に取り掛かることはできないか。12月ごろから着手し、3月末にはある程度点検・評価が完了しているように、前倒ししていただきたい。業務多忙の中での作業であると思われるが、評価を次年度の取組に活かすことができるよう工夫していただきたい。

(中嶋委員) 先の教育委員会会議の中で、教育振興基本計画の計画期間を1年短縮し、教育大綱と合わせるができないか提案をさせていただいた。国の教育振興基本計画が策定され、その1年後に県の教育振興基本計画、その1年後に三木市教育大綱、そしてさらにその1年後に三木市教育振興基本計画が策定されるため、時間的ロスが非常に大きいと考える。課題を早く解決していくという観点から、ぜひ検討していただきたい。

また、教育委員会会議において委員が発言した意見を事務局でまとめ、進捗管理をされているということなので、それを委員にも共有させていただき、チェックする必要があると考える。

(西本教育長) スケジュールを事前に提示させていただくことも必要であるが、むしろ協議の前倒しの方向について事務局で考えていくことが重要と考える。また、進捗管理についても、洗い出しをしっかりと進めていく必要がある。ただ、点検・評価については、例えば、半期で行うとなると、年度内に2回同じ作業を行うことになり、事務局の負担も膨大になると考える。その可否については、検討させていただきたい。

(大北委員) どの部署も去年と同じことをやっているところが多いように感じる。課題解決に繋がる方策であれば、前倒し以外の手法でも構わないので、事務局で検討願いたい。

また、各課からの所管事項の報告についても、毎年同じような報告であるため、次年度に繋がる報告があると、少しでも前へ進むのではないかと考える。

(中嶋委員) 学校教育課の所管事項の報告の中で、三木市学力向上推進委員会と不登校対策専門委員会について、3月の校園長会で報告さ

れたとあったが、これについて、今後の対応をどうするのかという部分の説明がなかった。我々にとって、現場がとても遠く感じる。現場の状況を理解した上で、教育委員会としてどう対応するのか、そこを議論する必要があると考える。とにかく、現場を知る必要があるため、データを提供いただきたい。

(西本教育長) 委員の皆様のご意見をしっかりと受け止め、対応できるよう、私も含め、事務局で進めていきたい。

日程第14 次回の定例会の開催について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催について諮り、令和3年4月16日午後3時から開催することを決定した。

閉 会

教育長が、令和3年3月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和3年3月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員